

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会  
役員等の実費弁償に関する規則

第 1 条 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会(以下、「吹社協」という。)の役員、評議員等が、吹社協会長が業務上必要として吹田市外へ出張を依頼した場合は、実費弁償として、以下の定めに基づきその費用を支給する。

第 2 条 実費弁償として支給する旅費は、次の各号により計算した額の合計額とする。

- (1) 旅費は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、タクシー賃、通行料及び宿泊料とする。
- (2) 旅費は、吹社協事務局所在地を起点とし、目的地への最も経済的な順路によって計算された額とする。
- (3) 宿泊料は、出席する研修会等に定めのある場合を除き、1泊上限 13,000 円として実費を支給する。
- (4) タクシー賃は、バスの運行がない場合、バスの運行が少なく指定された時間に間に合わない場合、徒歩の距離が概ね 1 キロ以上あるなどやむを得ない場合に支給する。

第 3 条 他府県や宿泊を要する出張の場合は、あらかじめ費用を計算し、実費弁償相当額を出張日前に支給することができる。

第 4 条 第 1 条に定める者以外に実費弁償を支給する必要がある場合は、会長の承認を得た後に支給する。

附則

1. 吹社協役員の実費弁償に関する規則（昭和 50 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
2. この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。